

豊中市キャラクター「マチカネくん」の使用に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、豊中市キャラクター「マチカネくん」(以下「キャラクター」という。)の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、キャラクターとは、別図に示す図柄及び豊中市長(以下「市長」という。)が別に定める当該図柄に改良を加えたものをいう。

(使用承認の申込み等)

第3条 キャラクターの使用を希望する者は、あらかじめ豊中市キャラクター「マチカネくん」使用承認申込書(様式第1号)を市長あてに提出し、承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 市が主催する行事及び事業に関し使用する場合
- (2) その他、承認の手続きを必要としないと市長が認める場合

(使用承認の基準)

第4条 市長は、前条の規定による申込書の提出があったときは、その内容を審査し、当該使用が地域の活性化や本市のPRに寄与すると認めるときは、キャラクターの使用を承認することができる。この場合において、市長は必要があると認める場合には、キャラクターの使用法その他について、条件を付することができる。

2 市長は、キャラクターの使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、これを承認しないものとする。

- (1) 市の信用又は品位を傷つけ、又はその恐れがある場合
- (2) キャラクターのイメージを傷つけ、又はその恐れがある場合
- (3) 法令及び公序良俗に反し、又はその恐れがある場合
- (4) 特定の政治、思想、宗教的主張を支援し、又は支援しているような誤解を与える恐れがある場合
- (5) 特定の個人又は団体を後援しているような誤解を与える恐れがある場合
- (6) 市の事業又は市が認めた関連事業を推進する上で支障となる恐れがある場合
- (7) 第6条各号に掲げる事項を遵守しない恐れがある場合
- (8) 制作物等の販売価格が、キャラクターの使用前より高額となる場合
- (9) その他市長が使用について不相当であると認める場合

(使用の承認・不承認)

第5条 市長は、第4条第1項に規定する審査の結果について、豊中市キャラクター「マチカネくん」使用承認通知書(様式第2号)、又は豊中市キャラクター「マチカネくん」使用不承認通知書(様式第3号)により申込者に通知するものとする。

(使用上の遵守事項)

第6条 使用の承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用の承認を受けた内容のみに使用し、承認に付された条件に従うこと。
- (2) 別図に示された色、形状等を正しく使用すること。
- (3) キャラクターを使用した制作物等の利用、宣伝又は広告に際して、承認番号(©2012豊中市 マチカネくん承認第〇〇〇号)を、その商品、包装、広告等に明示すること。
- (4) キャラクターを使用する権利を譲渡し、又は転貸しないこと。
- (5) キャラクターを使用した制作物等は速やかに市長に提出すること。ただし、制作物等の提出が困難である場合は、その色、形状等を確認できる写真等の提出をもってこれに代えることができる。

(使用料)

第7条 キャラクターの使用料は、当分の間、無料とする。

(使用期間)

第8条 キャラクターを使用できる期間は、承認を受けた期間とする。ただし、使用期間の限度は2年以内とする。

- 2 前項の期間の満了後において、引き続きキャラクターを使用しようとする者は、更新後の使用期間の前3月に当たる日の属する月の初日から更新後の使用期間の初日の前10日までに改めてその申請をしなければならない。

(使用内容の変更)

第9条 使用者が、その使用内容の変更を希望する場合は、あらかじめ豊中市キャラクター「マチカネくん」使用変更申込書(様式第4号)を市長に提出し、市長の承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申込書の提出があったときは、その内容を審査のうえ、豊中市キャラクター「マチカネくん」使用変更承認通知書(様式第5号)、又は豊中市キャラクター「マチカネくん」使用変更不承認通知書(様式第6号)により申込者に通知するものとする。

(使用承認の取消し等)

第10条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、使用の承認を取り消すことができる。

- (1) 使用者がこの要綱に違反していると認められる場合
- (2) 偽りその他不正の手段により使用の承認を受けたことが判明した場合
- (3) 使用者が第4条第1項に規定する条件に違反したと認められる場合
- (4) 第4条第2項各号のいずれかに該当するに至った場合
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が不相当と認める場合

2 市長は、前項の規定により使用の承認を取り消したときは、豊中市キャラクター使用承認取消通知書（様式第7号）により使用者に通知するものとする。

3 第1項の規定により使用の承認を取り消された者は、当該使用の承認に係る制作物等をいかなる場合であっても使用してはならない。

4 市長は、使用の承認を取り消されたことにより生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

(使用の非独占性等)

第11条 この要綱による使用の承認は、使用者が自己の商標や意匠とするなど、独占してキャラクターを使用する権利を付与し、かつ商品、使用者等について、市の推奨を行うものではない。

(責任の制限)

第12条 キャラクター等の使用に関する事故、苦情等に関しては、第5条の規定により使用承認通知書の交付を受けた者が一切の責任を負うものとする。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定めることができる。

附 則

この要綱は、平成24年（2012年）10月1日から施行する。

この要綱は、平成28年（2016年）10月1日から施行する。

この要綱は、令和元年（2019年）7月12日から施行する。

この要綱は、令和2年（2020年）8月21日から施行する。

この要綱は、令和5年（2023年）11月27日から施行する。

様式第1号(第3条関係)

年()年) 月 日

豊中市キャラクター「マチカネくん」使用承認申込書

豊中市長 様

郵便番号・住所 〒

商号又は名称

代表者職・名前

豊中市キャラクター「マチカネくん」を使用したいので、下記のとおり申込みます。

記

使用対象物品等	
使用目的	
数量、サイズ、製造予定数、販売価格、販売場所、販売先等を詳しく記入してください。	
使用期間(2年以内)	年 月 日から 年 月 日まで
承認番号記載場所	
申込回数	新規 ・ ()回目 承認番号()
連絡先	担当者名 電話番号 メール

※添付文書として、①使用者の概要書、②使用する物品等の見本が必要です。

様式第2号(第5条関係)

豊活魅第 号
年 (年) 月 日

豊中市キャラクター「マチカネくん」使用承認通知書

様

豊中市長 長内 繁樹

年 (年) 月 日付で申込のあった豊中市キャラクター「マチカネくん」の使用について承認したので通知します。なお、使用にあたっては、下記内容に留意のうえ、ご使用ください。

記

承認番号：「©2012 豊中市 マチカネくん承認第 号」

使用承認期間： 年 (年) 月 日から 年 (年) 月 日まで

使用対象物品：

<注意事項>

- (1) キャラクターを用いた商品の使用に際しては、上記の承認番号を、その商品、包装等に明示してください。また、完成品（困難な場合は写真等）を提出してください。
- (2) 使用に関する権利を他人に譲渡、転貸することはできません。
- (3) 使用に起因する問題が生じた場合には、使用者が速やかに対処する責任を負うものとし、本市は一切の責任を負いません。
- (4) 申込書の記載内容に虚偽があった場合及び不正な使用等が認められた場合は、承認の取消しその他必要な措置をとる場合があります。
- (5) 承認が取り消されたときは、承認取消の日から使用することはできません。また、取消しにより使用者に生じた損害について、本市は一切の責任を負いません。
- (6) ロゴ・キャラクターの適切な使用を図るため、使用の状況、使用した制作物等の販売状況等について報告を求めることがあります。
- (7) 「豊中市キャラクター「マチカネくん」の使用に関する要綱」は、必要に応じて変更することがあります。
- (8) 「マチカネくん〇〇〇」など、商品等の名前や店名に「マチカネくん」の冠をつけることはできません。

様式第3号(第5条関係)

豊活魅第 号
年 (年) 月 日

豊中市キャラクター「マチカネくん」使用不承認通知書

様

豊中市長 長内 繁樹

年 (年) 月 日付で申込のあった豊中市キャラクター「マチカネくん」の使用について、下記の理由により承認できませんので通知します。

記

理由

様式第4号(第8条関係)

年()年) 月 日

豊中市キャラクター「マチカネくん」使用変更申込書

豊中市長 様

郵便番号・住所 〒

商号又は名称

代表者職・名前

豊中市キャラクター「マチカネくん」の使用を変更したいので、下記のとおり申込みます。

記

	使用承認を受けている内容	変更を希望する内容
	※変更を希望する項目のみ記入してください。	
使用目的		
数量、サイズ、製造予定数、販売価格、販売場所、販売先等を詳しく記入してください。		
使用期間 (2年以内)	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで
承認番号 記載場所		
連絡先 (必須)	担当者名 電話番号 メール	

※添付文書として、①変更する内容がわかる見本が必要です

※使用期間の更新は、当該申込書ではできません。

様式第5号(第8条関係)

豊活魅第 号
年 (年) 月 日

豊中市キャラクター「マチカネくん」使用変更承認通知書

様

豊中市長 長内 繁樹

年 (年) 月 日付で申込のあった豊中市キャラクター「マチカネくん」の使用の変更について承認したので通知します。なお、使用にあたっては、下記内容に留意のうえ、ご使用ください。

記

承認番号：「©2012 豊中市 マチカネくん承認第 号」
使用承認期間： 年 (年) 月 日から 年 (年) 月 日まで
使用対象物品：

<注意事項>

- (2) キャラクターを用いた商品の使用に際しては、上記の承認番号を、その商品、包装等に明示してください。また、完成品（困難な場合は写真等）を提出してください。
- (2) 使用に関する権利を他人に譲渡、転貸することはできません。
- (3) 使用に起因する問題が生じた場合には、使用者が速やかに対処する責任を負うものとし、本市は一切の責任を負いません。
- (4) 申込書の記載内容に虚偽があった場合及び不正な使用等が認められた場合は、承認の取消しその他必要な措置をとる場合があります。
- (5) 承認が取り消されたときは、承認取消の日から使用することはできません。また、取消しにより使用者に生じた損害について、本市は一切の責任を負いません。
- (6) ロゴ・キャラクターの適切な使用を図るため、使用の状況、使用した制作物等の販売状況等について報告を求めることがあります。
- (7) 「豊中市キャラクター「マチカネくん」の使用に関する要綱」は、必要に応じて変更することがあります。
- (8) 「マチカネくん〇〇〇」など、商品等の名前や店名に「マチカネくん」の冠をつけることはできません。

様式第6号(第9条関係)

豊活魅第 号
年 (年) 月 日

豊中市キャラクター「マチカネくん」使用変更不承認通知書

様

豊中市長 長内 繁樹

年 (年) 月 日付で申込のあった豊中市キャラクター「マチカネくん」の使用の変更について、下記の理由により承認できませんので通知します。

記

理由

様式第7号(第10条関係)

豊活魅第 号
年 (年) 月 日

豊中市キャラクター「マチカネくん」使用承認取消通知書

様

豊中市長 長内 繁樹

年 (年) 月 日付で承認決定した豊中市キャラクター「マチカネくん」の使用について、下記の理由により承認を取り消しますので通知します。

記

理由

別図(第2条関係)

豊中市キャラクター「マチカネくん」

